明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**一八六）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**一八七）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**一八八）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**一八九）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**一九〇）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**一九一）　九
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**同**一九二）
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**同**一九三）
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**一九四）
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**一五四～一六二）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**一六三）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**一六四～一六六）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**九六九）　四

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　七〇
会社その他
会社決算公告　七二